

令和 5 年度上富田町障害者就労施設等からの物品等の
調達推進を図るための方針

令和 5 年 4 月 1 日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 用語の定義

この調達方針に使用する用語は、障害者優先調達推進法における用語の例による。

3 調達方針の適用範囲

この調達方針は、本町に属するすべての組織に対し適用するものとする。

4 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を目標として設定し、それを上回ることを目標とする。

5 物品等の調達の推進方法

- ① 担当窓口は障害者就労施設等から提供可能な物品・役務の情報を収集し、各部署へ提供する。
- ② 各部署においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 2 第 1 項第 3 号に規定する随意契約を活用するなど、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- ③ 町は西牟婁圏域自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 に規定する「協議会」に相当。）の取り組みに協力するよう努める。

6 調達方針及び実績の公表

作成した調達方針及び調達した物品等の実績の概要は、町ホームページに記載する方法により公表する。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課福祉班とする。